

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対内調整）(4)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 在沖縄外資系企業 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43435

大藏者

4x=27.co / オールト・リバティン7 生命保険 Co. (国籍アメリカ) に対する質問事項

1. 4x=27.co の概要

2. 1. から委任された業務の範囲と他の契約の概要

3. 1959年には USARYS から受領した書信の内容

4. 各基地に於いて部隊員に対する投資助言等、T.O. の説明書および7.9.7. の内容

5. 取扱いしている有価証券の種類

6. 対象としている顧客の状況

7. 投資家に行われている投資に関する助言の内容

8. 証券業務以外で「管理」の業務の内容 (具体的に)

9. 手数料体系

10. 収支状況 (全業務の5% 証券業務の占めるウェイトを明記。)

11. 業務にたがわねている人員

12. 事務所設備等

MILLINITE ピアス・フーター & スミス S.A. (国籍アメリカ) に対する質問事項

1. 本店情報

(1) 名称、国籍、所在地、代表者、設立年月日

(2) 事業の内容

(3) 資産及び損益状況

2. 関連事務所関係

(1) 名称、所在地、代表者、事業目的、設立年月日

(2) 活動の状況

業務の概要、営業区域、従業員数、対外的な活動の状況、投資その他の情報の内容

(3) 収支状況

(4) 母体事務所との関係

沖縄にある外資系企業で貸金業を

営むものについての調査事項

46.4.1

1. 資本構成

2. 営業種目

3. 貸金業を兼業する理由

4. 貸金業の具体的内容

(1) 営業の対象

(2) 貸金の種類

(3) 資金の調達手段とくに不特定多数の者から出資
又は預り金の受入れ(ていりはいか。)

(4) 貸金のレート

(5) 資金量

5. その他参考事項

(外務)

32201P
回答順No.

番号	企業名	内 容	備考
97	銀 9 (担保) コニシ・ブライズ Co. Ltd. (損害保険代理店)	現在ニニエラント保険会社の 損害保険代理店として登録を 受けているので、その業務に限り は、復序後も継続して業務が 行なわれる方向で検討する こととした。	A B
102	銀 8 (担保) ウエスタン・パシフィック・コーポ レーション (損害保険代理店)	AIUの損害保険代理店として 業務を行なっているが、琉球 政府の登録を受けていないと 思われる。したがって、その有無 を必ず確認する必要がある。	B
149	銀 8P (担保) C. F. ヤーブ (株) (損害保険代理店)	現在ファイアメンス保険会社の (AIU) 損害保険代理店として登録を 受けているので、その業務に限り は、復序後も継続して業務 が行なわれる方向で検討する こととした。	B
172	銀 6P (担保) ガードニル・サービス (損害保険代理店)	アメリカン保険会社 (AFLA)の損害保険代理店と して業務を行なっているが、琉球 政府の登録を受けていないと 思われる。したがって、その有無 を必ず確認する必要がある。	B

番号	企業名	内 容	備考
銀 103 (担保)	キャピタル・インシュアランス (外国保険事業者)	昭和45.9月専断停止の布告 が琉球政府に提出されている。	-
銀 104 (担保)	サ・ノーザン・インシュアランス (外国保険事業者)	本島において外国保険事業者 の免許を有しているが、復序後 も従前と同一の業務が継続する 方向で検討する。	-
銀 107 (担保)	アメリカン・インターナショナル アンダライター (AIU) (外国保険事業者)	AIUの損保メンバーである ため、琉球において外国 保険事業者としての免許を 有しているが、復序後も従前 と同一の業務が継続する 方向で検討する。	-
銀 115 (担保)	アメリカン・フロンティア アライアンス (AFLA) (外国保険事業者)	AFLAの損保メンバーである ため、琉球において外国 保険事業者としての免許を 有しているが、復序後も従前 と同一の業務が継続する 方向で検討する。	-
銀 115 (担保)	ザ・ニエラント・インシュ ランス (外国保険事業者)	琉球において外国保険事業者 としての免許を有しているが、復序 後も従前と同一の業務が継続 する方向で検討する。	-

番号	企業名	内 容	備考
98 銀204 (注1)	インターナショナル・インシュアランス アース・アグライズ (損害保険代理店)	現在ハーバ保険会社(AIU)の 損害保険代理店として登録を 受けているこの業務に は復帰後も継続して業務が できる方向で検討する こととしたい。	B
188 銀23A	インターステイトセキユリテイス (損害保険代理店)	-	B
175 銀241 (注1)	ガバメント・インボイス・アゲ ランス & アニエラリス・エ シエニエ (損害保険代理店)	当社の社員である Muleay V. Harlan, Jr. の個人資格 で、現在ハーバ保険会社(AIU) の損害保険代理店として登録 を受けているこの業務に は復帰後も継続して業務が できる方向で検討する こととしたい。	B
104 証・銀 245	44ニエ Co. & オールド・ レバフリップ生命保険会社	-	B
164 銀 204	スリル・リニテ・アス・フニテ & スニス P. A	-	B

番号	企業名	内 容	備考
135 銀208 (注1)	マツ・マスオカ・オト・カビス エー・エー・エー他 (損害保険代理店)	マツ・マスオカ個人の資格で アメリカン保険会社(AFIA) の損害保険代理店として登録 を受けているこの業務に は、復帰後も継続して業務が できる方向で検討すること としたい。	B
159 銀309 (注1)	United of Africa	-	B
86 銀・国金 A1 (注1)	Williams International Inc. (損害保険代理店)	グレートアメリカン保険会社(AFIA) の損害保険代理店として業務を 行っているが、琉球政府の登録 を受けていないと思われるため その存在を正式に確認する必要 がある。	B

(参考)

- 損害保険代理店については、上掲のとおり、
- ① 琉球政府の登録を受けた場合、当該企業名に
なく、個人名で登録を受けていること、
 - ② 上記以外の外国保険事業者の代理店等として、

業務を常に行うこと。

か予想されるので、この50支に71125に正確な
調査が必要と思われる。

00

0

00

- Note 1. In the light of the contents of business operations, the licence for security business will not be issued.
- Note 2. The operation was discontinued on September, 1970.
- Note 3. A study will be made so that the business operations may be continued after reversion as in the present, as it has the licence of foreign insurance firm under the relevant laws in Japan proper.
- Note 4. A study will be made so that the business operations may be continued after reversion as in the present, as it has the licence of foreign insurance firm under the relevant laws in Okinawa.
- Note 5. A study will be made so that the business operations may be continued after reversion as in the present, as each foreign insurance firm which is the member of AIU (4 firms) has the licence of foreign insurance firm under the relevant laws in Okinawa.
- Note 6. A study will be made so that the business operations may be continued after reversion as in the present, as each foreign insurance firm which is the member of AFIA (3 firms) has the licence of foreign insurance firm under the relevant laws in Okinawa.

大 丸 企 業 リ ス ト

現 - 1979年11月

番号	整理番号	企業名	業種	備考1	備考2	調査年月	備	考
3	3	コーナル・フタバ工業 Co.Ltd	保険業	B	B	(A)		
4	4	フタバ工業 コーポレーション	保険業 酒類販売業	B A	B A	(A)		調査不明 ALUの1979年
28	37	C. F. シスター (株)	保険業	B	B			調査不明
68	88	ザ・ビル・サービス	保険業	B	B	(A)		1979年11月調査 完了不明
81	101	フタバ工業・フタバ工業	保険業 酒類販売業	B A	B A	(A)		調査不明
86	108	E. J. グリマス	酒類販売業	A	A	(A)		
97	121	インターナショナル・フタバ工業	酒類販売業	A	A			
103	6	キヨビル・フタバ工業 ・フタバ工業	保険業	—	—			卒業終了手続中
104	9	フタバ工業・フタバ工業	保険業	—	—			本エにおいて「外国保険 業者」に該当する法律上の 企業に該当する旨を以て 調査に専念し、調査に おける回復期後復讐申 請を望む。
108	33	フタバ工業・フタバ工業 フタバ工業	保険業	—	—			同上
109	34	フタバ工業・フタバ工業 フタバ工業	保険業	—	—			外国保険業者の総 代理店であるとして、これ自身 免許を受けている。 本エ調査中 なお、調査中

大 丸 省

調査不可、資料不足

調査不可、資料不足

113	57	アサヒ・火災・海上	公認会計士	A	A		公認会計士としての業務 仲介の目的、本邦公認会計士 に法に基づき公認会計士 とす外国公認会計士としての 資格を有する者に限定される。
115	59	AFLA	保険業	—	—		外国保険事業者の 総代理店であること、これ が認められ受けていなければならない。
117	69	アサヒ・火災・海上	公認会計士	A	A		アサヒ火災・海上の 実務
204	別4	アサヒ・火災・海上 アサヒ・火災・海上	保険業	B	B		企業の実況が公認会計 士の業務に支障を及ぼす おそれがあること、
224	別24	アサヒ・火災・海上 アサヒ・火災・海上	証券業				企業の実況が公認会計 士の業務に支障を及ぼす おそれがあること、
238	別38	アサヒ・火災・海上 アサヒ・火災・海上	貸金業 保険業	B	B	(A)	貸金業の業務に支障を 及ぼすおそれがあること、
241	別41	アサヒ・火災・海上 アサヒ・火災・海上	貸金業 保険業	B	B	(A)	貸金業の業務に支障を 及ぼすおそれがあること、
245	別45	アサヒ・火災・海上 アサヒ・火災・海上	証券業 保険業	B	B		証券業の業務に支障を 及ぼすおそれがあること、
304	B-4	アサヒ・火災・海上	証券業	B	B		証券業の業務に支障を 及ぼすおそれがあること、
308	B-8	アサヒ・火災・海上 アサヒ・火災・海上	保険業	B	B		保険業の業務に支障を 及ぼすおそれがあること、
309	B-9	アサヒ・火災・海上	保険業	B	B		保険業の業務に支障を 及ぼすおそれがあること、

Handwritten notes at the top of the table, including "AFLA" and "アサヒ・火災・海上".

不明 (Indication of uncertainty or lack of information)

Handwritten notes in the right margin, including "外国保険事業者の" and "総代理店であること".

Handwritten notes at the bottom of the table, including "The American of the" and "AFLA".

質問書の J は 次のように訳して回答した
のでおしらせする。

J 沖縄における米商企業は、復帰前の課税
事項に関する日本政府の取扱いに対して関

心を強めている。沖縄の企業が近い将来、その
ような税制上の取扱いを求めていることは企業計画を

遂行していく上で極めて重要なことである。

1 企業が復帰前2年の間に欠損を蒙り、かつその
欠損が日本の税法上認められるものである場合

日本政府は復帰後に、復帰前に課税上控除(claim)
して、その欠損の一部を繰り越すことを認めるか。

2 企業が復帰後の1年間に蒙った損失で、それが
琉球税法上認められている場合、日本

政府は日本の法人税に対し、課税上控除(claim)しない欠損
部分の繰戻しを復帰前に琉球政府に支払われた税金
の調整を認めるか。

大 蔵 省 ()

米大使館
ペーパー
大分
国答

秘
無期限

トーキング・ペーパー
(案)

国金局

日本政府は、1970年7月31日付けのト
ーキング・ペーパーで、復帰後の沖縄における
外国人及び外資系企業の実態に関する基本的
な考え方を明らかにした。日本政府は、クエス
チヨネアへの回答の形で受け取った資料の検討
を終えたので、1970年12月4日付けの米
大使館ペーパーの具体的質問に対し、次のとお
り回答する。なお、問題によつては、資料が不
充分のものもあるので、追加資料の入手につき、
米側の協力を要請する。

I 米大使館ペーパーAに関し、

日本政府の方針は、次のとおりである。

1. 各企業には、復帰後すみやかに日本の外
資法に基づく認可を受けるための申請をさせ
る。ただし、個人営業者は、外資法上の
認可を必要としない。
2. 上記の手続を円滑に進めるため、外資法
上の申請が処理されるまでの間は、関係企
業が事業を継続しうるよう必要な経過措置
をとる。
3. クエスチヨネアに対する各企業からの回
答を検討した結果、次の結論が得られた。
(1) 別添の企業リスト中、備考欄Aと
記入されている企業については、復帰後、
申請に基づきすみやかに外資法上の認可

が与えられる見込みである。ただし、認可申請時点で次の2条件を満たす必要がある。

(a) 申請時の事業規模又は内容がクエスチオネアの回答と著しく異なっていないこと。

(b) 定款に定める事業が現に行なっている事業に比して著しく応沓でないこと。

(2) 別添の企業リスト中、備考欄ノにBと記入されている企業については、事業の内容が不明であること等により、現時点で問題がないと直ちに判断することができないため、さらに調査をすすめる必要がある。

(3) 別添の企業リスト中、アルファベット

に星印を付してある企業については、販売方法について若干の制限（本土における通信販売、訪問販売等の制限）を課することがある。

(4) 若干の業種については、外資法以外の法律に基づく免許、許可等が必要であるが、この点に関する検討の結果は、下記Vのとおり。

(5) 製造業を営んでいる支店については、現在従事している事業の範囲内で法人化することが望ましい。輸出入販売又はサービス業を営んでいる支店については、支店のまま業務を継続してもかまわないが、将来製造業に進出しようという意思のある企業は、復帰時までには法人化することが望ましい。

II、米大使館ペーパーBに関し、
国金局

1. 復帰後の沖縄における外国人及び外国企業
の私有財産は、本土の外国人及び外国企業
の場合と同じく、日本の法令の下で尊重
されることになる。

2. 沖縄の外国人のうちには、土地及び家屋
の所有権及び賃借権の復帰後の取扱いにつ
いて懸念を有する者があるようであるが、
復帰時までに有している土地及び家屋の所有権及び
本土の法令上、外国人がかかる私権を享有
賃借権については、
することに制限は課されていないので、問
題はない。ただし、国県有地の賃借権につ
いては、下記5のとおり。

3. 外国投資家が技術援助契約、受益証券、
社債及び貸付金債権について元本、果実等
の外貨支払の保証を得るためには、かかる

契約や債権について外資法上の認可を受け
ておく必要があるので、復帰後そのための
申請をさせる。日本政府としては、特に困
難な問題は予想していないので、かかる認
可はすみやかに与えられるであろう。

4. その他の私有財産に関し、沖縄の外国人
が復帰後の取扱いについて懸念を有する場
合には、日本政府は、具体的な質問が寄せ
られることを歓迎する。

理取局(国府)

5. 米大使館ペーパーB、4及び5に関し、

削除理由
復帰後新たな
契約とするか
は理取のほう
未定であるため

~~沖縄にある国県有地の私人及び私企業への
貸付を復帰後継続するためには、日本政府
又は沖縄県との間で新たな契約を締結する
必要がある。日本政府による沖縄の国県有
地調査は終了しておらず、復帰後の取扱い~~

~~国県有地の賃借契約の~~

560
570
580
590
600

800
810
820
830
840

についてもまだ結論を得ていないが、早急に検討を終えるべく努力中であるので、日本政府の方針は、おつて知らせることとしたしたい。

削除理由
該資料は
入手済み

~~米岡ペーパーBとDの2契約については、日本政府は、さきに、契約内容、利用現況、図面等の資料を要求しているが、まだ回答を得ていないので、検討に資するため、その提供を要請する。~~

II 米大使館ペーパーCに関し

国金局

1 外資法に基づく認可を得た投資については、その元本及び果実を米ドルに交換し、自由に外国へ送金することが同法によつて保証される。
~~個人営業にかかる利潤及び清算代金の送金については、特別な行政措置を講ずることも必要~~
自動的に認められる。

企業を
整理
する
必要
あり

2 復帰後の沖縄における外国企業の資産は、日本における円建て資産に切り替えられる。かかる資産の本国送金については、上記のとおり、外資法に基づく保証が与えられる。

寛る為替

III 米大使館ペーパーDに関し

(注)

日本政府は、~~通商及び金融に関する法令の~~ ^{（前條）D項の問題は、この新規定に} ~~一切適用~~

趣旨が明確な
Dの法令は、沖
に適用する
必要がある
と見られる
が、
注記の
注記の
注記の
注記の

沖縄への適用について暫定期間を設ける必要があるとは現在考えていない。ただし、上記12に述べた如く、必要に応じ経過措置はとる考えである。

はねの「各企業」
「身をつまらぬ」

V 米大使館ペーパーEに関し、

1. 若干の業種については、外資法以外の法律に基づく免許、許可等が必要であるので外資法の場合と同様、復帰後すみやかにその申請をさせる。(自由職業資格については、下記Ⅵのとおり。)

2. 上記の手續を円滑に進めるため、各業法上の申請が処理されるまでの間は、関係企業が事業を継続しうるよう必要な経過措置をとる。

3. クエスチヨネアに対する各企業からの回答を検討した結果、次の結論が得られた。

- (1) 別添の企業リスト中、備考欄2にAと記入されている企業については、復帰後申請に基づきすみやかに各業法上の免許

許可等が与えられる見込みである。ただ

し、関係企業による事業の内容が、申請時においてもクエスチヨネアの回答と著しく異なっていないことを条件とする。

(V-1) 口頭説明

「外国為替公認銀行及び両替商については外資法上認可等が必要であるが、復帰後に存する外国銀行の支店については外国為替公認銀行の認可等と(2)受けにのみとみなす取扱いを考へてゐる。また、両替商については沖縄の特殊性にかんがみ極力弾力的に認可を旨とする方針である。」

別添の企業リスト中、備考欄2にBと記入されている企業については、さらに検討を要する。

- (3) 別添の企業リスト中、備考欄2にCと記入されている航空企業については、すでに日米航空交渉において明らかにしたとおり、日本政府としてはカポタージュを認める意向はない。

各
業
種
に
関
し
の
手
続
を
円
滑
に
進
め
る
た
め
の
措
置

Ⅳ 米大使館ペーパーFに関し、

復帰後における外国人自由職業者の取扱いは、次のとおりとする方向で必要な準備を進めている。

(1) 弁護士

(復帰後 年間、沖縄県内において)従前どおりの業務を行なうことを認める。この資格は、最高裁判所の承認を受けた者に与えることとする。また、本土の法令による司法試験の受験資格を与える。

(2) 医師及び歯科医師

(復帰後 ^{一定期}年間、沖縄県内において)従前どおりの業務を行なうことを認めるとともに、本土の法令による国家試験又は国家試験予備試験の受験資格 ^が ^{与えられる。}

(3) 獣医師

沖縄の法令により獣医師の免許を受けている者は、復帰後もその業務を行なうことを認める。

(4) 公認会計士

本土の公認会計士法上、外国の資格を有し、かつ、日本の関係法令について相当の知識を有する者は、大蔵大臣による資格の承認を得て、日本公認会計士協会に登録すれば、日本で業務を行なえることになっている。現在沖縄で活動中の外国人公認会計士の資格承認は、特に問題なく行なわれるであろう。

Ⅶ 米大使館ペーパー G に関し

復帰後の沖縄には、日米友好通商航海条約をはじめ、日本が多数の国と締結している通商航海条約又は通商協定がそのまま適用されることになる。

従つて、復帰後の沖縄においては、これらの条約又は協定の相手国国民は、これらの条約又は協定の定めるところに従い、最恵国待遇又は内国民待遇を受けることになるのは当然である。

Ⅷ 米大使館ペーパー H に関し、

わが方としては、復帰後の沖縄において地位協定第 14 条に定める契約者（いわゆる「14 条業者」）の候補者の取扱いについて

は、同条に定める協議手続に従い、必要な資料を得て各契約者毎に検討を行なわなければ、当該契約者が復帰後地位協定の下で活動することを認めるか否かは明らかにできない。

なお、わが方は、予め沖縄復帰前に前述の契約者の適格性につき日米間各契約者毎に協議を行なう必要があると考えるので、現在米側において作成中の「14 条業者」の候補者たる業者のリスト、関係資料等の提示があれば日本側としてもこれを検討する用意はある。

(主税)

K 米大使館ペーパー I に関し、

復帰前の沖縄における活動や財産について

は、日本政府は、復帰後に新たに日本税法に

よつて適及課税する意図を有しないことを確

認する。同時に、このことは、復帰前の沖縄

で琉球税法^(布令を含む)又は布令により課税されるべきで

あつた外国企業の活動や財産について、これ

らの法令の規定に従つた適正な課税が^{行なわれ}完了し

ていない場合には、日本政府が復帰後におい

て、琉球税法^{日本の法律としての効力が与えられることとなる}又は布令の規定^(必要な経過措置)に基づいて

課税する

権利を放棄することを意味するものではない

ことを申し添える。

(主税)

X 米大使館ペーパー J に関し、

1. 沖縄と本土の税制一体化については、現

在慎重に検討を進めているところであり、

まだ結論を得ていないが、結論を得次第、

復帰後の沖縄における税制の概要を適当な

経路を通じて、沖縄の外国企業に知らせる

用意がある。

2. 同 J の 1 及び 2 の質問点については、現

在、次のような方向で検討を進めていると

ころである。

(1) 沖縄の法人税法の規定により、欠損金

の繰越控除の対象となりうる青色申告に

係る欠損金で、繰越控除の適用を受けて

いないものは、原則として、本土復帰後、

本土の法人税法の規定による欠損金の繰

(主税の取)

下線部分についての
結論を得次第とは
閣議決定で内容が
明示されたことと
このこと確認の上
上で了解する。

Handwritten notes on the left margin, including a signature and some illegible text.

越控除に準じて控除する。沖縄の所得税法の規定による純損失の繰越控除の対象となりうる青色申告に係る純損失も上記と同様とする。

(2) 復帰後の事業年度において生じた欠損

金を復帰前の沖縄の所得に係る法人税額に繰戻すことについては、沖縄の法人税法には欠損金の繰戻し制度がないことから認め難い。沖縄の所得に係る所得税額の繰戻しについても、同様である。

(3) 地方公共団体の課税対象及び個人住民税についても(1)及び(2)と同様とする。

Certified

VI - (11) [✓] public accountants

The Certified Public Accountants Law of Japan prescribes that those who have the qualifications in a foreign country corresponding to Japanese CPA's and sufficient knowledge of the Japanese laws and ordinances concerning accounting, will be allowed to practice upon their qualifications having been approved by the Minister of Finance and their names registered ^{with} the Japanese Institute of Certified Public Accountants.

No particular problem is foreseen in approving the qualification of Foreign Certified Public Accountants under the Japanese Law to those presently operating properly in Okinawa under Okinawa legislation.

厚生省

1. (a) アメリカンドラッグ Co. (b) U.S. サントコーポレーション の A^* (Remarks 1) の意味は、取扱品目に多少の制限があるものであり、これを先が米俵へ伝える要あり。(トキンゲンバニは、 A^* は、販売方法の制限のみ言及。)
2. Remarks 2 の B は、薬事法上の要件を満す時の条件に A にたり得ることを省の意向。

(案)

番号
年月日

外務省アメリカ局長 殿

厚生大臣 官房長

在沖外資系企業の取扱い等について。(回答)

昭和46年3月13日付米北1合第527号をもって照会の

あった標記については、下記のとおり回答する。

記

1. トキング・ペーパー(案)のⅡの(2)医師及び歯

科医師の項中「本土の法令による国家試験又は国

家試験予備試験の受験資格を与える。」とあるの

は、「本土の法令による受験資格のある者には、国家

試験又は国家試験予備試験の受験資格を与

えられる。」とされたい。

2. トキング・ペーパー(案)のその他の部分について

は、特に意見はない。

3. なお、企業リストに関しては、別添のとおり

である。

業種	企業名	業種	備考1	備考2
2013	9-エール・R・バツ 7(個人)	単の食堂、草刈り等サービス	—	A(飲食店等への いは、沖縄の飲食店 生志による許可を 受けているが、 股申請が済し ない)
2014	石川 71-7	診療所(歯科区)	—	A(医療法上外資 を国内資本と見做 すため)
2015	アパシ対 桜川 診療所 P-7-		—	"
2016	Dr J.R. グラマテ 294 リリマツ	歯科医師	—	"
2017	アパシ 71-7	歯科区	—	"
2018	ス-74-7	業 医師サービス	—	"